# 敦賀市店舗等魅力向上支援事業 事業対象判断のガイドライン

補助金名	敦賀まちづくり魅力UP応援補助金
対象エリア	市内全域(ただし、特定エリアは、上乗せ補助)

# 1 支援概要

内容	北陸新幹線開業を控え、観光客等の誘客につながる店舗改修等を支援します。
対象事業	観光客等の誘客につながる店舗等の魅力向上に係るリノベーション、 新築
対象エリア	市内全域(ただし、特定エリアは上乗せ補助)
補助対象期間 期間の特例	交付決定日から事業完了の日まで(当該年度の2月15日(令和4年度
	においては3月10日)まで)
	年度を跨ぐ事業が必要となる特別な理由がある場合は、予め事業認定を
	受けた上で、1回限り年度を跨ることが可能
	(ただし、当該年度ごとに交付申請が必要で、交付決定後の事業が対象)
	1 通常物件
	(1)特定エリア 補助率3分の2 補助限度額300万円
補助率及び	(2)域外 補助率3分の1 補助限度額150万円
限度額	2 大型物件
	(1)特定エリア 補助率3分の2 補助限度額2,000万円
	(2)域外 補助率3分の1 補助限度額1,000万円
	補助対象事業に必要な経費のうち、対象者が負担する次に掲げる経費
	※補助対象期間中に補助事業者が支払ったものに限る。
	(1)建物に対する各種改修工事費
	(2)工事と一体的なものとして必要となる委託料、役務費(設計や廃
補助対象経費	棄物処分等)、各種機器の使用料・賃借料
	(3)設備導入費
	(4)専門家謝金
	(5) 耐震検査費・耐震工事費(大型物件のみ)
	※補助対象外となる経費詳細は、「4 その他」で規定。
	1 通常物件
	地元食材を活用した①飲食店、②土産品店、③実演販売(食べ歩き)
	を行う店舗等に対し、上乗せ補助を行う
補助金加算要件	(1)特定エリア 補助率3分の2 補助上限額100万円
加算上限額	(2)域外 補助率3分の1 補助上限額 50万円
	2 大型物件
	耐震検査又は耐震工事を行う場合に上乗せ補助を行う
	(1)市内全域 補助率3分の1 補助上限額300万円
留意事項	本事業の支援対象期間は令和9年2月までですが、全体の予算上限に達
	する見込みとなった場合、申請の受付を終了します。

#### 2 対象の判断基準

#### 基準

- 1 対象エリア・対象物件
- 2 対象事業・業種等
- 3 対象者・申請等
- 4 その他

#### 定義

# リノベーション、新築

観光客等の誘客につながる店舗等の魅力向上に係るもの。

建物の内装工事、外装工事、改修工事、撤去工事、建替え工事、新築工事、設備 導入等の事業

# 店舗等

店舗(これから営もうとするものを含む)や空き地を用いた店舗の新築で、 事務所や工場など誘客を伴わないものは除く。

### チェーン店

単一資本で11店舗以上の店舗を直接管理運営する飲食料品小売業等又は飲食 宿泊業の形態をいう。

#### 地元食材

敦賀市で栽培・収穫又は加工される農作物、水揚げ又は加工される海産物並び に畜産物をいう。

#### (1)対象エリア・対象物件

か)

(1) 対象エリア・対象物件	
対象エリア	補助率3分の2 特定エリア(白銀町、鉄輪町1丁目、本町1・2丁
	目、清水町1・2丁目、神楽町1・2丁目、相生町、蓬莱町、その他特
	定エリアに隣接し、委員会が認めるもの)
	補助率3分の1 域外
	市内に存する店舗(これから営もうとするものを含む)で改修及び新築
	するもの。
	ただし、①大手チェーンが運営する商業施設、②敦賀市の施設(指定管
	理施設を含む)(赤レンガ倉庫、リラポート等)又は敦賀市が関係する施
	設(Otta等)、③その他官公庁の施設又は関係する施設は除く。
対象物件	例1・・・本支援以外の他の補助制度は受けられるか。(併給できるか)
	→他事業の支援であっても、補助対象経費が分けられれば、本事業側で
	は対象とする。併給相手の確認は必要。(例:本事業+景観補助、ふるさ
	と納税等・・・)
	例 2 · · · 複数の店舗が入るビルで 1 階の A 号室部分で本支援の支援実
	積がある場合、B号室をリノベーションする場合は対象となるが、A号
	室をリノベーションする場合は対象となるか。(同一建物で対象となる

→OK 幅広く事業者に支援を行うため、同一事業者(資本関係、人的 関係等のある事業者を含む)でない場合は、対象とする。

例3・・・本支援の支援実績を受けた店舗が閉店・撤退し、撤退後に新たに事業者が同物件でリノベーションを実施する場合は、対象となるか。

(対象者は異なるが、同一物件で対象となるか)

- →①当該事業者の精算(補助金返還)が終わっていれば対象とする。
- ②精算(補助金返還)が終わっていなければ3年間(大型物件は5年間)は対象とできない。

例4・・・Aが所有する物件の西浦の物件1、東浦の物件2に対し、事業者Bが改修を行う場合、対象となるか。(同一所有者の物件は対象となるか)

→物件が異なるため、対象とする。

例5・・・Aが所有する西浦の物件に対し、4年度は内装工事し、5年度は外装工事を行いたいが、対象となるか。(年度を跨いだ事業は対象となるか)

→原則、年度を跨いだ事業は不可。ただし、年度を跨ぐ事業が必要となる特別な理由がある場合は、予め事業認定を受けた上で、1回限り年度を跨ることは可能。ただし、対象事業は、当該年度の交付決定を受けた後の事業とする。

例6・・・Aが所有する3階建てビルに1階に事業者Bが、2階に事業者Cが入居する場合、対象となるか。(同一所有者物件)

→事業者が異なるため、結果的に同一物件になっても対象とする。

例7・・・Aが所有する土地にビル1、ビル2があるが、同一事業者がビル1、ビル2とも支援を受けられることはできるか。(同一所有者物件) →対象となる。

例8・・・Aが所有する3階建てのビルに、Aがテナント誘致のため、1 1階、2階に工事を行った場合、1階にテナント入居する事業者B、3 階にテナント入居する事業者Cは支援を受けられるか。(所有者とテナントのそれぞれが補助を受けられるか)

→所有者がテナント誘致のため、外壁、躯体、共用部分を行い、事業者が内装、設備というように、同一物件であっても補助対象経費が分かれていれば対象となるため、所有者Aと事業者B、Cで補助対象経費が分かれていれば対象となる。

# (2) 対象事業・業種等

事業の採択	審査会(原則プレゼンテーション実施)を開催し、誘客性(誘客につなが
	るか)、事業性、地域性、必要性の項目について、審査を行い、事業を採択
	します。
事業の認定	年度を跨ぐ事業が必要となる特別な理由がある場合は、予め事業の認定を
	受けた上で、1回限り年度を跨ることが可能とします。
	(ただし、当該年度ごとに交付申請が必要で、交付決定後の事業が対象)
対象事業	観光客等の誘客につながる店舗等の魅力向上のための各種工事・設備導入
	※誘客につながることが顕著に期待される改修等であること(老朽化した
	施設の部分的な修繕のみ、トイレ改修のみ、外壁の塗り替えのみといっ
	た改修等は対象外)
	・各種工事に店舗等の事業が開始されない場合、又は継続した営業が認め
	られない場合には、支援対象外とします。(ただし、所有者が支援を受け
	る場合は、テナント入居するまで、誘致の周知を図ること)
	・対象営業種別について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
	法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号(ぱちんこ店等、
	麻雀店)、第5号(ゲームセンター、ゲーム喫茶)に規定する風俗営業ま
	たは第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(ソープランド、ラブ
⇒タルケ	ホテル、アダルトショップ、デリバリーヘルス事務所、テレクラ等)は
諸条件等	新規、既存ともに支援対象外とします。
	(スナック・ラウンジ等は対象とする)
	・リノベーション後の店舗等が、政治的又は宗教的な活動を行うものであ
	る場合には対象外とし、既に補助金を交付している場合は、交付決定を
	取り消し、返還を求めます。
	・当該事業年度の2月15日までに事業完了(各種支払いを含む実績報告)
	するものを対象事業とします。ただし、令和4年度は、3月10日まで
	とする。

#### (3) 対象者・申請等

### 対象者について

- ・対象者はリノベーションの実施主体(リノベーションを行い、経費を負担する方) とします。(建物所有者、出店する中小企業者は対象となりますが、家守会社、所 有者から委託・委任を受けた方等は、リノベーションの実施主体であっても対象者 となりません。)
- ・実施主体は中小企業者又は各種法人等並びにテナント誘致する不動産所有者と し、次の者を除きます。
  - ①フランチャイズ、大企業、みなし大企業、チェーン店
  - ②敦賀市の施設(指定管理施設を含む(赤レンガ倉庫、リラポート等))又は 敦賀市が関係する施設(Otta等)
  - ③その他官公庁の施設又は関係する施設

# ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、または暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するものに該当しない者

#### 対象者要件等

- ・民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと
- ・敦賀市税の滞納がないこと(ただし、特定エリアについては、敦賀市 税に加え、福井県税の滞納がないこと。)
- ・実施主体が連名となることも可能ですが、代表者を定めて実施主体全員の連名での申請とします。この場合、実施主体全員が対象者の要件を満たす必要があります。 また、代表者に対して各種手続きを行うものとします。

### 申請について

- ・申請は店舗単位で、対象者が申請するものとします。
- ・申請はリノベーション、新築を実施する前に行うものとし、リノベーション、新築 実施後の申請は対象外とします。
- ・対象者が複数の申請を行うことも可能とします。(内容の重複は不可)。

#### 4その他

・「県、市の他補助との重複がない」とは補助対象経費の重複がないことを指します。 例・・・同一店舗で、外観は市の景観補助制度を活用し、内装で本支援を受けることは可能(ただし、景観補助の補助対象経費が入っていないことを市に確認する)。

- ・補助対象経費及び対象外となる経費の具体例は以下のとおりです。補助対象経費(例示)
- (1) 建物に対する各種改修工事費
- 建物の内装工事、外装工事、改修工事、設備工事費、撤去工事、新築工事等の工事費
- ・建物に係る改修工事費であれば、広く対象とします(大工、左官、水道、管、屋根、電気、消防施設、建具、ガラス、塗装、防水、解体等)。
- (2) 工事と一体的なものとして必要となる委託料、役務費(設計や廃棄物処分等)、各種機器の使用料・賃借料
- ・工事と一体的に必要なものであれば、広く対象とします。
- ・具体的には、設計料、廃棄物処分料、デザイン料、各種調査及び各種検査料、機材のレンタル料等を想定しています。

#### (3)設備導入費

- ・店舗等に必要な設備について、広く対象とします。
- ・厨房機器、空調機器、机類、椅子類、その他業務に必要な専門性の高い機器
- ・ただし、通常5年以上使用が可能で、消耗品に該当しないものとします。
- (4) 専門家謝金
- ・外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金、専門家旅費
- (5) 耐震検査費・耐震工事費
- ・耐震検査又は、耐震工事を行った場合、対象とします。
- ※補助対象経費の判断について、書面では内容が不明な場合には、詳細な内訳がわかる る資料提出を求める場合があります。

#### 補助対象外経費 (例示)

- ・ICクレジットカード等の基本料、初回登録料、保守経費、運営経費、振込手数料
- ・グループの各企業の間の取引にかかる費用
- ・建物改修費であっても物置の設置、防犯カメラの設置等、補助事業者の内部管理にかかるもの
- ・自動車等車両(「減価償却資産の耐用年数 等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の「機械及び装置」区分に該当するものを除く)
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(PC周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等)・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア・テレビ・ラジオ・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの)
- ・不動産の購入費、保証金、敷金、保険料、公租公課(消費税および地方消費税額を含む)
- ・消耗品の購入に要する経費(例:食器、ハンガー、文房具、工具等)
- ・原材料費(例:自ら工事を行うための床材、壁材、塗料、金具類、釘・ねじ類等)
- 飲食費、接待費、交際費、遊興・娯楽に要する費用
- ・直接売上や利益につながる費用
- ・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等
- ・他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費